

仕組預金(二重通貨定期預金(円投資型-米ドル) 長期国債利回り連動型)〈愛称: パワード定期V〉

## 契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

### この預金の特性について

- この預金は、円貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。
- 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金は、相対通貨(米ドル)に交換のうえ、払い戻されます。
- この預金の元金を預入通貨(円貨)で払い戻すか、または相対通貨(米ドル)で払い戻すかは、「特約設定レート」と「特約判定日」の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに、当行がこれを判定します。
- お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に払い戻された元金を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(米ドル)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックス円定期預金に同一期間預け入れた場合の利息よりも好利息を得ることを期待できます。
- この預金の利息は、毎年、円貨で支払われます。1年目の金利は固定金利が適用されますが、2年目以降の金利は「10年固定利付国債」の募入平均利回りに連動した変動金利となります。「10年固定利付国債」の募入平均利回りの推移については、店頭または新生パワーコールまでお問い合わせください。
- 相対通貨は、米ドルに限られます。
- 満期時にこの預金の元金が相対通貨(米ドル)にて払い戻された場合でも、これを外貨現金にて引き出すことはできません。

### この預金の注意点について

- 二重通貨定期預金には為替変動リスクがあります。預入時において、この預金の元金が満期時に円貨で払い戻されるか、または相対通貨(外貨)で払い戻されるかは確定しておりません。満期時において、この預金の元金が円貨のまま払い戻される場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金が相対通貨(外貨)にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金が相対通貨(外貨)に交換されるリスクがあります。
- 満期時において、この預金の元金が相対通貨(外貨)に交換のうえ払い戻されることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクがあります。
- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前にこの預金を解約することに応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。
- 必ず、余裕資金でお預けください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

### 手数料について

- 満期時に相対通貨(米ドル)にて払い戻されたこの預金の元金を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、満期時に相対通貨(米ドル)にて払い戻されたこの預金の元金を他の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。この場合、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

### 為替相場の変動による元本割れリスクについて

- 満期時において、この預金の元金が預入通貨(円貨)にて払い戻される場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金が相対通貨(米ドル)にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金が相対通貨(米ドル)に交換されるリスクがあります。満期時において、この預金の元金が相対通貨(米ドル)で払い戻されることとなった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

### 満期時受取通貨の判定方法等について

- 満期時受取通貨の判定時における預入通貨(円貨)と相対通貨(米ドル)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、満期時にお客さまに払い戻される元金の通貨は相対通貨(米ドル)となります。一方、満期時受取通貨の判定時における預入通貨(円貨)と相対通貨(米ドル)との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時にお客さまに払い戻される元金の通貨は預入通貨(円)となります。
- 「特約設定レート」の決定は、募集期間終了日の翌営業日に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(米ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合には、この預金の元金は、満期時に円貨のまま払い戻されます。この場合、お客さまは、満期時に払い戻される元金が「特約設定レート」により相対通貨(米ドル)に交換されることによる為替差益を期待することはできません。
- 満期時受取通貨が相対通貨(米ドル)となった場合には、この預金の元金は、「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、払い戻されます。この場合、お客さまは、実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(米ドル)を取得することになるため、お客さまが相対通貨(米ドル)にて受取った元金を円貨に交換した場合には、為替差損が発生するリスクがあります。

[取扱銀行] 株式会社新生銀行  
東京都千代田区内幸町2-1-8

[商品説明] 下記の事項をよくお読み頂き、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金(円投資型-米ドル) 長期国債利回り連動型<愛称:パワード定期V>
2. 商品の概要	・この預金は、円貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。 ・二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金であり、この「通貨オプション」により、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この預金の元金は、相対通貨(米ドル)に交換のうえ、払い戻されます。

	<p>・お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、満期時に払い戻された元金を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(米ドル)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックス円定期預金に同一期間預け入れた場合の利息よりも好利息を得ることを期待できます。</p> <p>・この預金の利息は、毎年、円貨で支払われます。1年目の金利は固定金利が適用されますが、2年目以降の金利は「10年固定利付国債」の募入平均利回りに連動した変動金利となります。</p>
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入通貨	円
5. 預入期間	<p>5年*1。自動継続のお取り扱いはございません。</p> <p>*1 この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日*2(以下「特約設定レート決定日」といいます。)の5年後の応当日を満期日とします。このため、実際の預入期間は、5年に預入日(お客さまがこの預金への預入を申込み、必要資金を入金した日。以下同じ。)から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、お申込みの際は実際の預入日および満期日を必ずご確認ください。なお、特約設定レート決定日の5年後の応当日が非銀行営業日*3にあたる場合には、その前銀行営業日を満期日とします。</p> <p>*2 営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。以下同じ。</p> <p>*3 銀行営業日とは、東京、ロンドン及びニューヨークにおいて一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。以下同じ。</p>
6. 預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。
7. 最低預入金額・預入単位	<p>店頭による預入の場合 :300万円以上、1円単位</p> <p>新生パワーコール(テレホンバンク)による預入の場合 :300万円以上、1円単位</p> <p>新生パワーダイレクト(インターネットバンク)による預入の場合 :50万円以上、1円単位</p>
8. 適用利率	<p>●第1回利息計算期間</p> <p>預入日から「特約設定レート決定日」の1年後の応当日*4の前日までの期間を第1回利息計算期間とし、予め定められた第1回利息計算期間にかかる預入時の約定利率(固定)を適用します。</p> <p>*4 「特約設定レート決定日」の応当日が非銀行営業日にあたる場合は、その翌銀行営業日を利息計算期間の初日とし、翌銀行営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、当該応当日の前銀行営業日を利息計算期間の初日とします。以下同じ。</p> <p>●第2回以降の利息計算期間</p> <p>前回利息計算期間の最終日の翌日からその1年後の「特約設定レート決定日」の応当日*4の前日までを利息計算期間とし、「基準金利」*5に預入時に当行が定める一定の値を加えた値を次回利息計算期間にかかる適用利率とします。</p> <p>*5 「基準金利」とは、各利息計算期間の初日が属する月において発行される「利付国庫債券(10年)」「10年固定利付国債」の入札における平均落札価格を基に計算された日本政府(財務省)が公表する募入平均利回りとなります(小数点第三位を四捨五入)。ただし、利息計算期間の初日が属する月において上記と同一種類の国債が複数回発行された場合には、そのうち最も早く行われた入札における平均落札価格を基に計算された日本政府(財務省)公表の募入平均利回り(小数点第三位を四捨五入)を当該各利息計算期間の基準金利とします。</p> <p>なお、各利息計算期間の初日が属する月において上記と同一種類の国債について発行がないなど募入平均利回りが公表されなかった場合には、その直前に発行された上記と同一種類の国債にかかる日本政府(財務省)公表の募入平均利回り(小数点第三位を四捨五入)を当該各利息計算期間の基準金利とします。</p>
9. 利息の支払方法	各利息計算期間の最終日の翌日に、各利息計算期間の日数および適用利率によって計算した利息を、円貨でお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。
10. 利息の計算方法	各利息計算期間につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。
11. 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法などについては、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書または外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
12. 相対通貨	米ドル
13. 特約設定レート	<p>・満期時受取通貨を決定する基準となる預入通貨と相対通貨間の為替レートであり、かつ下記14の特約判定によりお客さまが満期時に元金を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される、預入通貨から相対通貨への換算レートです。「特約設定レート決定日」の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で決定されるものとします。</p> <p>なお、特約設定レート決定日は募集期間最終日の翌営業日ですので、具体的な特約設定レートについては、この預金のお申込時点で確定していません。具体的なレートについては、特約設定レート決定日以降に交付される契約締結時交付書面でご確認ください。</p> <p>・「特約設定レート」の決定は、募集期間終了日の翌営業日に行われます。この預金にお申込み後に、円と相対通貨(米ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」</p>

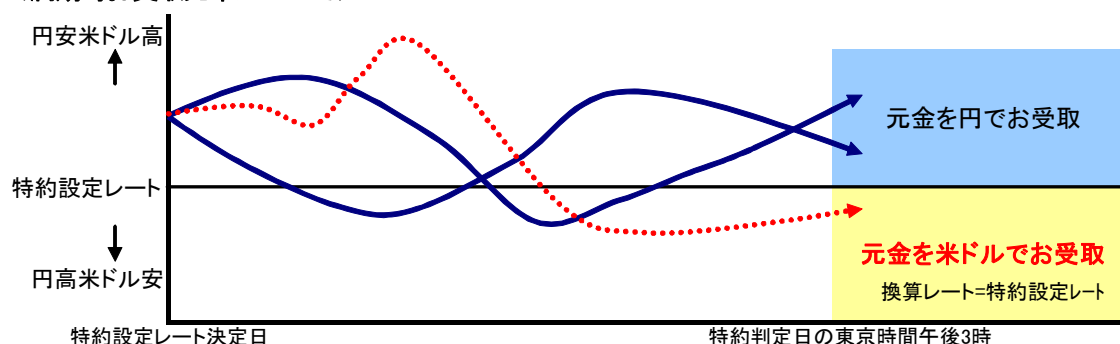
	が設定される可能性があります。
14. 特約判定(満期時受取元金の通貨の決定)	原則としてこの預金の満期日の2営業日前の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに、当行が、お客さまの満期時受取元金の通貨を、預入通貨または相対通貨のいずれにするかにつき判定します。 この判定時の実勢為替レートが特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には、満期時受取元金の通貨は相対通貨(米ドル)となります。一方、この判定時の実勢為替レートが特約設定レートと同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期時受取元金の通貨は預入通貨(円貨)となります。
15. 元金の払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。 特約判定により満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合、元金はお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。一方、満期時受取通貨が相対通貨(米ドル)となった場合は、元金を特約設定レートにて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金することにより支払います。
16. 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。
17. 為替変動についてのご注意	・満期時受取通貨が円貨となった場合には、元本割れは生じませんが、満期時受取通貨が相対通貨(米ドル)となった場合には、実勢為替レートよりもお客さまにとって不利な為替レート(「特約設定レート」)で、この預金の元金が相対通貨(外貨)に交換されるリスクがあります。 ・満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
18. 中途解約の取扱い	・この預金の中途解約は原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた金額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
19. 為替手数料および運用相場(為替レート)	・満期時受取通貨が外貨となり、これを円貨に交換する場合は、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・満期時受取通貨が外貨となり、これを他の外貨に交換する場合(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。 ・為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
20. その他の手数料	引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
21. 税金の概要	利息 : 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優: お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
22. 預金保険	預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1000万円までとその利息のみが保護されます。ただし、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となり、元金が相対通貨に交換のうえ相対通貨普通預金に入金された場合には、預金保険の対象外となります。
23. 当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象外です。
24. 付加できる特約事項	ございません。
25. 認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
26. その他参考となる事項	・第2回以降の利息計算期間にかかる適用利率については、適用利率決定後に別途送付する「連絡書」にてご確認ください。 ・満期時受取通貨が相対通貨(米ドル)となった場合には、この預金の元本は、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(米ドル)普通預金に入金することにより支払われますが、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記18に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当

	行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。 ・必ず、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時に降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
27. お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 新生パワーコール ☎0120-456-860

## 商品イメージ図

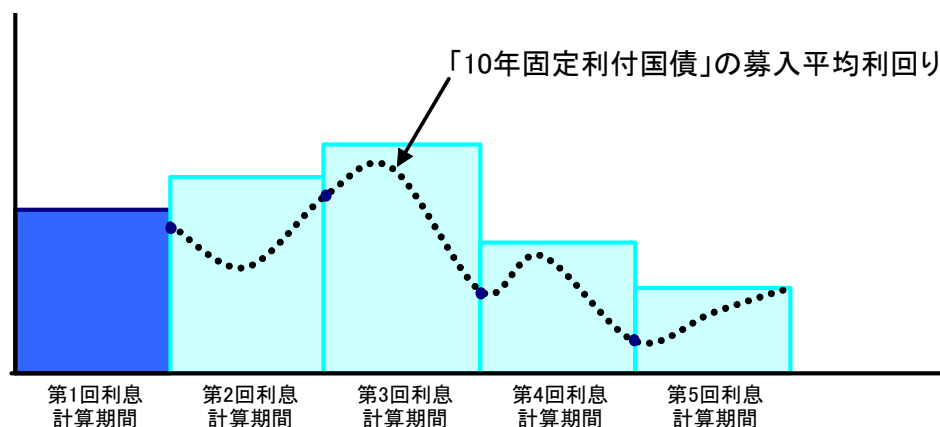
このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

### <満期時お受取元本について>



- ※ 「基準レート」とは、特約設定レート決定日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める為替レートをいいます。
- ※ ※外国為替相場は急激に変動することがあります。お客さまがこの預金の預入申込をされた時点における預入通貨と相対通貨の実勢為替レート水準は、募集期間終了後に急激に変動する可能性があり、「基準レート」あるいは「特約設定レート」がお客さまが預入時に想定された水準を超える水準で決定される可能性があることに十分ご注意ください。

### <適用利率について>



- お預入条件は、為替相場、市場金利の変動等により変わる場合がありますので、お申込の際は必ず条件をご確認ください。
- 設定された為替レートのレベルは、新生銀行の為替相場観を示すものではありません。お客さまのご判断でお申込みください。
- 第1回利息計算期間の適用利率  
上記の固定利率が適用されます。

- 第2回以降の利息計算期間の適用利率

「基準金利」\*に上記の一定のスプレッドが加算された変動利率が適用されます。

\*「基準金利」とは、各利息計算期間の初日が属する月において発行される「利付国庫債券(10年)」「10年固定利付国債」の入札における平均落札価格を基に計算された日本政府(財務省)が公表する募入平均利回りとします(小数点第三位を四捨五入)。ただし、利息計算期間の初日が属する月において上記と同一種類の国債が複数回発行された場合には、そのうち最も早く行われた入札における平均落札価格を基に計算された日本政府(財務省)公表の募入平均利回り(小数点第三位を四捨五入)を当該各利息計算期間の基準金利とします。

## 中途解約について

### この預金の中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約されるお客さまにご負担いただくこととなります。

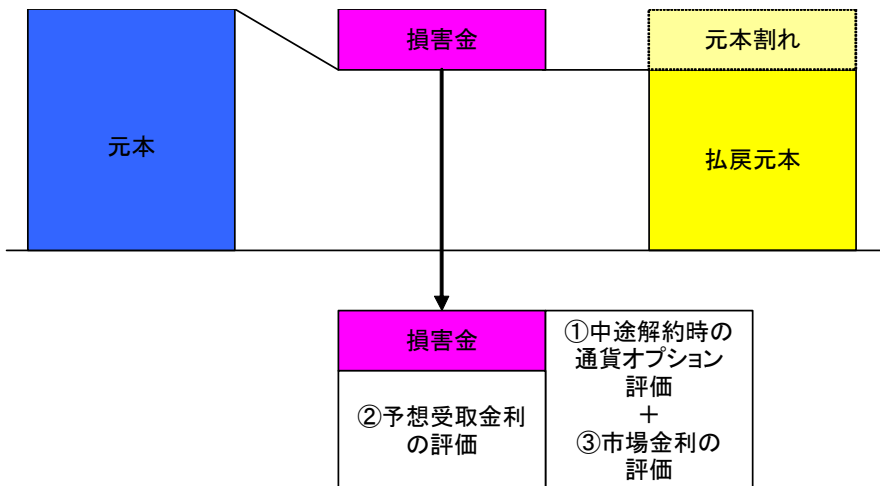
### 中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。
- 再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「国債利回りの水準」、「市場金利の変動性」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の①ないし③の点から評価・計算されます。
  - ① 中途解約時の通貨オプションの価値
  - ② お客さまが設定している預金の諸条件から予想される受取金利の総額
  - ③ 中途解約時に新たに預金を市場金利で設定した場合に予想される受取金利の総額
- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。
- 中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが、預入通貨高(円でお預け入れの場合は円高)になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、10年固定利付国債の利回りが低下すればするほど、予想受取金利の評価が低下し、お客さまが負担される損害金は高くなる傾向にあります。
- ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の

中途解約をされた場合であっても、元本の 9～10%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

### 損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



### 外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(外貨)で支払われたこの預金の元金(払戻金)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。</li> <li>外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。</li> <li>買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。</li> </ul>
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。</li> <li>当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。</li> <li>外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。</li> </ul>

お客さまのパワーフレックス口座の相對通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の相對通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。</li> <li>手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)</li> </ul>
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	<p>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでの取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。</p> <p>① 送金手数料： 4,000円 ② 送金手数料： 4,000円</p>

## (2) 為替手数料

### ●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料 (1 基本通貨あたり・片道)
米ドル	1 円

### ●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。